

## MBO等非公開化取引と少数株主保護

# 非公開化取引に関する 2013年東証規則改正とその実務への影響

十 市 崇 川 端 康 弘

目 次

1. はじめに

\*

- 2. 2013年東証規則改正とMBO等の案件数の推移
- 3. 買付け等価格に関する判断の理由
- 4 算定に関して記載が求められる具体的な内容
- 5. まとめ

2013年7月8日付で東京証券取引所が上場会社宛てに発出した「MBO等に関する適時開示内容の充実等について」に基づき、MBO等における情報開示規制の改正の適用が開始されてから2年以上が経過したところであるが、同改正の適用開始後に実施されたMBO等の具体的案件の開示内容及び筆者らの企業法務に関する実務経験等に基づいて、買付け等価格に関する判断の理由に関する意見表明及び算定の概要に関する記載事項の拡充・明確化に関する事項を中心に、同改正のMBO等の実務に対する影響について検討を行う。

### 1. はじめに

東京証券取引所(以下、東証)が、13年7月8日付で上場会社宛てに発出した「MBO等に関する適時開示内容の充実等について」(以下、本改正)は、13年10月1日からその適用が開始され、2年以上が経過した。

本改正においては、MBO等に関する開示の見直しが中心とされているが、その趣旨は、対象者の株主、とりわけ一般株主がMBO等への応募の是非を適切に判断できるようにすべく、買付け等価格が株主の利益を踏まえた真摯な交渉を経て決定されたものか、そして、買付け等価格が算定結果を踏まえ合理的な水準にあるかといった点につ



#### 十市 崇(といち たかし)

弁護士。1998年3月 慶應義塾大学法学部卒業。2000年4月 アンダーソン・毛利法律 事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所。



#### 川端 康弘(かわばた やすひろ)

弁護士。2007年3月 慶應義塾大学法学部卒業。09年3月 東京大学法科大学院卒業。 11年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。